



第64期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年11月20日（月曜日）

開会▶午前10時

開催場所

栃木県宇都宮市上大曾町492番地1

ホテル東日本宇都宮 3階 「大和」

（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください
ますようお願いいたします。）

インターネット及び郵送による議決権行使期限

2023年11月17日（金曜日）午後5時20分

本年も引き続き株主総会終了後の懇談会は実施いたしません。何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

目次

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類/監査報告

計算書類/監査報告

マニー株式会社

証券コード：7730

証券コード 7730

2023年11月2日

株 主 各 位

栃木県宇都宮市清原工業団地8番3
マ ニ ー 株 式 会 社
取 締 役 齊 藤 雅 彦
代表執行役社長

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.mani.co.jp/ir/stock3.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7730/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにはアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「マニー」又は「コード」に当社証券コード「7730」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2023年11月17日（金曜日）午後5時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、4～5頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時	2023年11月20日（月曜日）午前10時
2. 場 所	栃木県宇都宮市上大曾町492番地1 ホテル東日本宇都宮 3階 「大和」 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願いいたします。)
3. 会議の目的事項 報告事項 第 1 号 第 2 号 決議事項 第 1 号議案 第 2 号議案	第64期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第64期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）計算書類報告の件 取締役7名選任の件 会計監査人選任の件
4. 招集に当たっての決定事項	(1)書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査委員会が監査をした対象の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

第64期期末配当金のお知らせについて

2023年10月12日開催の当社取締役会において、第64期の期末配当金は、1株当たり21円、2023年11月6日（月曜日）を支払開始日としてお支払いすることを決議いたしました。

第64期期末配当金は本招集ご通知とあわせてお送りする「配当金領収証」により、払渡期間内（2023年11月6日から2023年12月8日まで）にお受け取りください。

配当金の口座振込をご指定の株主様には「配当金計算書」及び「お振込み先について」を本招集ご通知とあわせてお送りしております。

株式数比例配分方式をご指定の株主様には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を本招集ご通知とあわせてお送りしております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大変な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2023年11月20日（月曜日） 午前10時</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年11月17日（金曜日） 午後5時20分到着分まで</p>	 <p>インターネット等で議決権を行使される場合</p> <p>次項の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年11月17日（金曜日） 午後5時20分入力完了分まで</p>
--	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

（株主印）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトを
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

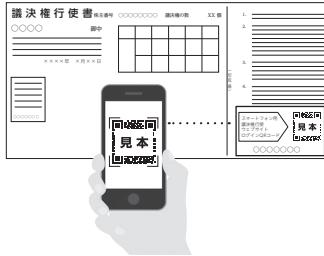
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

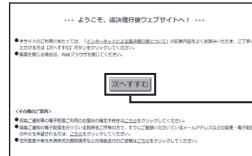
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

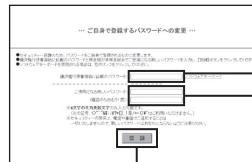
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームについて
機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役7名全員は任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき取締役7名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

各候補者の抱負を、当社ウェブサイト(アドレス<https://www.mani.co.jp/ir/stock3.html>)にて掲載いたしております。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・主な担当	候補者属性
1	さいとうまさひこ 齊藤雅彦	取締役兼代表執行役社長	再任
2	たかはしかずお 高橋一夫	取締役兼執行役副社長	再任
3	たかいとしひで 高井壽秀	取締役、取締役会副議長、指名委員、報酬委員	再任
4	やのたつし 矢野達司	社外取締役、指名委員長、監査委員長	再任 社外 独立
5	もりやまゆきこ 森山裕紀子	社外取締役、報酬委員長、監査委員	再任 社外 独立
6	わたなべまさや 渡部眞也	社外取締役、指名委員、報酬委員、監査委員	再任 社外 独立
7	みつさだようすけ 光定洋介		新任 社外 独立

(注) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 本定時株主総会終了後の取締役スキルマトリックス

氏名	企業経営	グローバル	製造・技術・研究開発	営業・マーケティング	ガバナンス	財務・会計	財務・リスク管理
齊藤雅彦	○	○	○		○		
高橋一夫	○		○	○	○	○	○
高井壽秀	○	○		○	○	○	○
矢野達司	○	○	○	○	○		
森山裕紀子					○		○
渡部眞也	○	○	○	○	○		
光定洋介	○	○			○	○	○

本議案が承認された場合の取締役会議長及び副議長、各委員会の構成は以下を予定しております。

当社は指名・報酬・監査・戦略の4委員会を置き、経営の監督機能と業務執行機能が制度的に分離されたガバナンス体制（指名委員会等設置会社）を採用しております。指名委員会等設置会社である当社の業務執行は執行役が行っており、執行役を兼務しない取締役（非業務執行取締役）はこれを行わず、主に監督機能を担っております。

取締役会	渡部眞也（議長）、高井壽秀（副議長）
指名委員会	矢野達司（委員長）、高井壽秀、渡部眞也
報酬委員会	森山裕紀子（委員長）、高井壽秀、光定洋介
監査委員会	矢野達司（委員長）、森山裕紀子、光定洋介
戦略委員会	渡部眞也（委員長）、高橋一夫（副委員長）、齊藤雅彦、光定洋介、指名する執行役及び従業員

候補者
番号

1

さいとう まさひこ
齊藤 雅彦

生年月日 1967年5月19日生

所有する当社株式の数

36,904株

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

再任



略歴、当社における地位、担当

1990年4月	(株)松谷製作所(現 マニー(株)) 入社	2019年10月	当社執行役専務企画本部長就任
2010年9月	当社事業開発部長	2020年4月	当社執行役専務企画本部長兼開 発本部長就任
2013年7月	MANI HANOI CO.,LTD.取締 役社長就任	2020年8月	馬尼(北京)貿易有限公司監事 就任
2013年9月	MANI YANGON LTD.取締役 会長就任	2020年11月	当社取締役兼代表執行役社長開 発本部長就任
2014年11月	当社執行役就任	2021年9月	当社取締役兼代表執行役社長開 発本部長兼品質安全管理本部長 就任
2016年7月	MANI HANOI CO.,LTD.取締 役会長就任	2022年3月	当社取締役兼代表執行役社長開 発本部長就任
2016年9月	当社執行役生産本部長CMO就 任	2022年9月	当社取締役兼代表執行役社長就 任
2018年7月	MANI YANGON LTD.取締役 会長就任	2023年9月	当社取締役兼代表執行役社長 CEO,COO 開発本部長CTO就 任(現任)
	MANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD. 取締役会長就任		

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

研究開発及び生産責任者としての経験と眼科ナイフの開発者としての経験を活かし、当社の製品開発、生産技術の改革や改善活動の指導において重要な役割を果たしているため。また、新製品開発に対しての教育・指導や生産改善活動等経験が豊富であり、取締役として適任であると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

たか はし かず お
高橋 一夫

生年月日 1955年1月17日生

所有する当社株式の数

41,025株

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

再任



略歴、当社における地位、担当

1978年3月	(株)ホギ (現(株)ホギメディカル) 入社	2020年8月	当社取締役兼執行役副社長営業本部長就任
2005年6月	同社執行役員生産部長就任		MANI MEDICAL HANOI CO.,LTD.取締役会長就任
2009年6月	同社取締役経営企画部長兼製品管理部長就任		馬尼 (北京) 貿易有限公司董事長就任
2012年3月	同社取締役管理部長就任		MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED取締役会長就任
2013年8月	当社顧問就任		
2013年11月	MANI HANOI CO.,LTD.副会長就任		
2014年11月	当社執行役就任	2020年11月	当社取締役兼代表執行役副社長企画本部長兼営業本部長就任
2016年9月	当社執行役管理本部長就任		
2016年11月	当社執行役常務管理本部長就任	2021年11月	当社取締役兼執行役副社長企画本部長就任
2018年11月	当社取締役兼執行役副社長管理本部長就任		馬尼 (北京) 貿易有限公司監事就任 (現任)
2019年3月	当社取締役兼執行役副社長企画本部長就任	2022年4月	GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbH (現 MANI MEDICAL GERMANY GmbH) 取締役会長就任(現任)
		2023年1月	当社取締役兼執行役副社長企画本部長CFO,CRO就任 (現任)

重要な兼職の状況

馬尼 (北京) 貿易有限公司監事

GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbH (現MANI MEDICAL GERMANY GmbH) 取締役会長

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

医療機器製造会社における長年の豊富なビジネス経験と幅広い知識を活かし、副社長及びCFO (最高財務責任者) として重要な役割を果たしているため、また、全社予算管理の総責任者として尽力し、上場企業としての会社の体制づくりの根幹を担う等経験が豊富であり、取締役として適任であると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

たか い とし ひで
高 井 壽 秀

生年月日 1952年7月20日生

所有する当社株式の数

51,000株

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

再 任



略歴、当社における地位、担当

1977年4月	(株)日本不動産銀行(元(株)日本債券信用銀行、現(株)あおぞら銀行) 入行	2011年4月	同社取締役社長就任
2001年6月	(株)あおぞら銀行人事部付あおぞら債権回収(株)常務取締役就任	2011年11月	当社執行役副社長就任
2006年10月	当社顧問就任	2012年9月	馬尼(北京)貿易有限公司監事就任
2006年11月	当社執行役常務兼経営企画部長就任	2013年11月	当社取締役兼代表執行役社長就任
2007年11月	当社執行役常務就任	2020年11月	当社取締役兼執行役会長就任
2008年11月	当社執行役専務就任	2021年11月	馬尼(北京)貿易有限公司監事就任
2010年3月	マニー・リソーシズ(株)取締役会長就任		当社取締役兼取締役会副議長就任(現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

海外での豊富なビジネス経験と経理・財務の高度な専門知識を活かし、最高経営責任者として重要な役割を果たしてきた経験を有しているため。また、内部統制の充実やコンプライアンスの確立等にも尽力し、上場企業としての会社の体制づくりの根幹を担う等経験が豊富であり、取締役として適任であると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

矢野達司

生年月日 1951年6月21日生

所有する当社株式の数

2,100株

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

再任

社外取締役

独立役員



略歴、当社における地位、担当

1974年4月	(株)トーメン入社	2016年6月	同社顧問就任
2003年6月	同社執行役員 北米総支配人兼 米国トーメン社長就任	2019年6月	国際紙パルプ商事(株) (現 K P P グループホールディングス (株)) 社外取締役就任 (現任)
2006年4月	三洋化成工業(株)理事就任 (転 籍)	2019年11月	当社社外取締役就任 (現任)
2006年6月	同社取締役兼執行役員就任	2020年11月	当社取締役会議長就任
2010年6月	同社取締役兼常務執行役員就任		
2012年6月	同社取締役兼専務執行役員就任		

重要な兼職の状況

K P P グループホールディングス(株) 社外取締役

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

事業会社役員として、海外のビジネスに携わるとともに、海外製造会社、販売会社の運営を通じた豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、当社取締役会の適切な意思決定の確保、ガバナンスの強化につながるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 当社は、矢野達司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
2. 矢野達司氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。
3. 当社は、矢野達司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

候補者
番号

5

もり やま ゆきこ
森 山 裕紀子
生年月日 1976年3月20日生

所有する当社株式の数

- 株

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

再任

社外取締役

独立役員



略歴、当社における地位、担当

2008年12月	弁護士登録 東京都内法律事務所所属	2020年7月	和光市個人情報保護審査会（現個人情報保護審議会）委員（現任）
2010年10月	内閣府 参事官補佐（情報公開法改正法案準備室）	2020年11月	当社社外取締役就任（現任）
2015年1月	早稲田リーガルcommons法律事務所参画 パートナー弁護士（現任）		

重要な兼職の状況

早稲田リーガルcommons法律事務所パートナー弁護士

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としての豊富な経験とハラスメント問題、個人情報保護、ビジネス法務などに関する高度な専門知識を当社経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、主として法律及び多様性の見地から、当社取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保につながるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 当社は、森山裕紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
2. 森山裕紀子氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。
3. 当社は、森山裕紀子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 森山裕紀子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与していない者に該当いたしますが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

候補者
番号

6

わた なべ まさ や
渡部 眞也

生年月日 1958年1月31日生

所有する当社株式の数
- 株

取締役会への出席状況
100% (11回/11回)

再任

社外取締役

独立役員



略歴、当社における地位、担当

1982年4月	(株)日立製作所入社	2019年4月	(株)日立製作所執行役常務 CISO 兼Smart Transformation強化 本部長就任
2007年4月	同社エンタープライズサーバ事 業部長就任	2020年6月	みらかホールディングス(株) (現 H.U.グループホールディング ス(株)) 取締役兼代表執行役副社 長 COO&CIO就任
2009年3月	日立グローバルストレージテク ノロジーズ社(米国) 取締役チ ーフストラテジスト就任	2021年7月	(株)ピボタル・パートナーズ設立 代表取締役社長就任 (現任)
2012年4月	(株)日立製作所執行役常務 情 報・通信システム社CSO兼 CIO就任	2022年11月	当社社外取締役 (現任)
2014年4月	同社執行役常務 日立アメリカ 社(米国)取締役社長兼日立コン サルティング(米国)会長就任	2023年1月	(株)CROSS SYNC 社外取締役 就任 (現任)
2015年4月	同社執行役常務 ヘルスケア社 社長就任	2023年8月	内閣府日本医療開発機構審議会 委員就任 (現任)
2017年6月	一般社団法人 医療機器産業連 合会会長就任		

重要な兼職の状況

(株)ピボタル・パートナーズ 代表取締役社長
(株)CROSS SYNC 社外取締役
内閣府日本医療開発機構審議会委員

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

会社役員及び生産・研究開発の統括を務めた豊富なビジネス経験と経営手法等の幅広い知識を当社の経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、主として会社役員経験者及び生産・研究開発の統括経験者の見地から当社取締役会の適切な意思決定の確保につながるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 当社は、渡部眞也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
2. 渡部眞也氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
3. 当社は、渡部眞也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

候補者
番号

7

みつ さだ よう すけ
光 定 洋 介

生年月日 1963年12月24日生

所有する当社株式の数

- 株

取締役会への出席状況

- % (- 回 / - 回)

新任

社外取締役

独立役員



略歴、当社における地位、担当

1986年4月	日本債券信用銀行（現㈱あおぞら銀行）入行	2013年7月	あすかアセットマネジメント㈱（現あいざわアセットマネジメント㈱）入社（現任）
1999年10月	ユニゾン・キャピタル㈱入社	2013年8月	あすかコーポレートアドバイザー㈱取締役ファウンディングパートナー就任（現任）
2002年5月	㈱東ハト監査役就任	2016年11月	夢の街創造委員会㈱（現㈱出前館）社外取締役就任
2002年7月	有限会社ボルサ取締役就任（現任）	2019年6月	㈱ファイズ（現ファイズホールディングス㈱）社外取締役就任
2005年3月	あすかアセットマネジメントリミテッド（現あいざわアセットマネジメント㈱）入社	2021年6月	共同印刷㈱社外取締役就任（現任）
2007年4月	産業能率大学経営学部准教授		
2012年4月	産業能率大学経営学部教授（現任）		

重要な兼職の状況

産業能率大学経営学部教授
共同印刷(株) 社外取締役

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

株式投資業務を通じた企業との対話や経営を通じた豊富で幅広いビジネス経験と大学教授としてのファイナンス分野における深い知識をもっており、複数社で独立社外取締役を経験しております。これらの幅広い知識を当社の経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、主としてファイナンスの専門家としての見地から当社取締役会の適切な意思決定の確保につながるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 光定洋介氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
2. 当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、光定洋介氏の選任が承認された場合、上記と同内容の契約を締結する予定であります。
3. 光定洋介氏は、2021年6月より共同印刷㈱の社外取締役に就任し現在に至っておりますが、同社は、日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札等に関して、遅くとも2016年5月6日から2019年10月7日までの間に、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、2022年3月3日、公正取引委員会より、排除措置命令および課徴金納付命令を受けております。同氏は、当該違反行為後に就任しておりますが、就任後に他の社外役員と共同して原因究明および再発防止策ならびに社内ルールの整備等に関して助言、意見表明を行うなど、その職責を果たしております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査委員会の決定に基づいております。

当社監査委員会は、企業不祥事を防ぐ方法のひとつとして、会計監査人との間で良好な緊張関係を維持しつつ、会計監査を受ける環境を整備するために、従前より、原則5年(ただし特別な事情がある場合は7年)を超えて同一の監査法人を再任しないことを基本方針としてまいりました。今般、この方針を見直し、当社社外取締役の最大任期と同じく、「6年」を超えて同一の会計監査人を再任しないこととともに、あらたにこれに加えて、会計監査をバックグラウンドとする社外取締役の出身と同一の監査事務所を選任しないことを基本方針といたしました。現在の会計監査人である有限責任あずさ監査法人が本株主總會の終結の時をもって任期満了となることから、有限責任監査法人トーマツを会計監査人の候補者と決定いたしました。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2023年5月31日現在)

名称	有限責任監査法人トーマツ	
事務所	主たる事務所 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング その他の事務所 名古屋、大阪、福岡事務所ほか	
沿革	1968年5月 等松・青木監査法人設立 1975年5月 トウシュ ロス インターナショナル<TRI> (現デロイト トウシュ トーマツ リミテッド<DTTL>)へ加盟 1990年2月 監査法人トーマツに名称変更 2009年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更	
概要	資本金 1,138百万円	
	構成人員 社員 (公認会計士)	486名
	特定社員	58名
	職員 公認会計士	2,543名
	公認会計士試験合格者等 (会計士補を含む)	1,359名
	その他専門職	3,309名
	事務職	90名
	合計	7,845名

(注) 有限責任監査法人トーマツが選任された場合、当社は同法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

以上

事業報告

(2022年9月1日から2023年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、経済環境は、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、日本国内外における人々の活動も回復するなど、社会活動並びに経済活動の正常化へ向けた動きが見られました。一方で、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、原材料・エネルギー価格の高騰、インフレリスクに対応した欧米諸国での政策金利の引き上げや急激な為替変動、中国の景気減速懸念等の影響により、依然として先行き不透明で注視が必要な状況が続いております。

このような環境下、当社グループは、「世界一の品質を世界のすみずみへ」という使命を掲げ、当社グループの製品を世界中に提供し、世界の人々の幸福に貢献することを目指しております。当社グループの更なる成長に向けて、2022年8月期より中期経営計画をスタートし、営業・生産・開発の各機能のグローバル化を進めることでビジネスモデルの変革を行い、企業理念実現のための取り組みを着実に進めています。中期経営計画の2年目となる当連結会計年度においては、重点製品であるNiTiロータリーファイル「JIZAI」¹の量産体制構築と売上拡大に向けたマーケティング活動の強化を進めております。

中期経営計画の重要施策の観点では、グローバル生産体制の構築を目的として、ドイツの連結子会社MANI MEDICAL GERMANY GmbH (旧GDF、以下MMG) では2023年8月に新本社・工場が完成し、同年9月より生産を開始しました。MMGは今後、歯科用修復材²の生産能力の増強を図り、欧米及びアジアにおける販売拡大を推進してまいります。また、国内ではスマートファクトリーの建設準備が終了し、2023年10月より建設を開始します。今回建設するスマートファクトリーは、新製品及び新生産プロセスの量産化技術の確立とその後の海外展開を見据えた最初の「パイロット工場」として位置付けており、製品の原価低減を図りながらグローバルでの売上拡大を目指します。グローバルマーケティングの推進の観点では、デンタル関連製品の更なる市場シェア及び売上拡大のため、2023年9月より新たな組織として「デンタル事業本部」を設置し活動を開始しました。デンタル関連製品セグメントの競争力強化及びマーケティング機能強化を2024年8月期の重要課題として設定しております。

今後も中期経営計画に基づく成長戦略により、企業価値の向上を目指してまいります。

(脚注)

¹歯の歯髄と呼ばれる神経の治療法の1つである根管治療において、根管内の感染源除去に用いられる柔軟性の高いニッケルチタン製の歯科治療機器

²歯の欠損した部分を人工物で埋めることにより歯の形態を回復し、審美性を高める治療（歯冠修復治療、審美歯科治療）に使用される樹脂材料

当連結会計年度における経営成績

主にアジアや欧州を中心とした地域で製品需要が拡大し、特にアイレス針関連製品の需要が大幅に増加しました。また、円安による海外売上高の押し上げも加わったことを背景に、売上高は24,488百万円(前連結会計年度比19.9%増)となりました。一方、海外子会社における製造原価の上昇等により売上原価は9,066百万円(同15.6%増)、研究開発費の増加及び本社の人員体制の強化等の影響により販売費及び一般管理費は8,177百万円(同27.5%増)となりましたが、売上高の増加が上記費用増加を大幅に上回ったため、営業利益は7,243百万円(同17.5%増)となりました。他方、主に円安による為替差益の計上等により、経常利益は7,995百万円(同6.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は、営業利益の増加等により5,953百万円(同12.6%増)となりました。

② セグメント別状況

(単位：百万円)

セグメントの名称	売上高	構成比	主要製品
サージカル関連製品	6,784	27.7%	手術用機器
アイレス針関連製品	8,574	35.0%	手術用針付縫合糸用針、手術用針付縫合糸、手術用縫合針
デンタル関連製品	9,128	37.3%	歯科用根管治療機器、歯科用回転切削機器、歯科材料
合計	24,488	100.0%	—

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は3,720百万円で、このうち主なものは国内工場内機械設備（主に新製品生産設備）、海外工場内機械設備（主に従来製品生産設備）、ドイツ子会社における新本社工場建設等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に係る所要資金につきましては、全額自己資金により充当いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

高齢化の進展及び医療技術の高度化は医療費の急増をもたらすことから、先進各国では医療費抑制政策が次々と打ち出されております。これらの医療制度改革に対応すべく、経営の効率化、経費削減やデジタル化が推し進められ、医療機関のコスト意識はより一層高まっております。一方、感染症予防意識の高まりによる市場の活性化、さらには新興市場においては、医療インフラの整備及び所得向上による需要の拡大が予想され、医療機器市場全体では引続き拡大を見込んでおります。

このような環境下、当社グループは、「世界一の品質を世界のすみずみへ」という使命を掲げ、当社グループの製品を世界中に提供し、世界の人々の幸福に貢献することを目指しております。当社グループの更なる成長に向けて、2022年8月期より中期経営計画をスタートし、営業・生産・開発の各機能のグローバル化を進めることでビジネスモデルの変革を行い、企業理念実現のための取り組みを着実に進めてまいります。中期経営計画においては、①高品質・低コストを実現するグローバル生産体制の構築、②世界のKOL（キーオピニオンリーダー）医師との製品開発、③地域密着型営業によるグローバル市場でのシェア拡大、④マネーサステナビリティの推進を重点方針として掲げております。それぞれの方針と取り組みの状況については以下のとおりです。

①高品質・低コストを実現するグローバル生産体制の構築

従来の人に依存した品質保証をベースとする生産方式から先端生産技術、デジタル技術等を活用した低コスト、高品質な次世代生産方式に変革し、MANIのものづくりの進化を実現するため、創業の地である栃木県高根沢町に革新的なスマートファクトリーの建設に着手しました。今回建設するスマートファクトリーは、新製品及び新生産プロセスの量産化技術の確立とその後の海外展開を見据えた最初の「パイロット工場」として位置付けており、原価低減を図りながらグローバルでの売上拡大を目指してまいります。また、日本国内に新たな生産拠点を設けることで、課題であったベトナム工場一極集中リスクを低減し、医療機器メーカーとして安定的な製品供給体制を構築してまいります。

ベトナム生産拠点であるMANI HANOI CO.,LTD.においては、工程改善、在庫管理強化による生産効率の向上を目指すとともに、更なる増産体制を構築するため、第7期工場の建設を進めてまいります。

ドイツ子会社MMGにおいては、2023年9月に新本社・工場の建設が完了し、同年9月より稼働を開始しました。歯科用修復材の生産キャパシティを拡大することで、欧米及びアジアにおける販売拡大を推進してまいります。

②世界のKOLとの製品開発

新たな独創技術の獲得、コア技術の深化及び上市スピードの向上を図るため、開発・営業部門の連携を強化することで日本のみならず海外の医師の声を取り入れるグローバルな新製品開発体制を構築してまいります。特に開発重点製品であるNiTiロータリーファイル「JIZAI」をはじめとするデンタル製品の競争力強化を目指して、2023年9月より新たに「デンタル事業本部」を設置しました。グローバルマーケティングによる更なる市場シェア・売上拡大を目指しながら、市場ニーズを速やかに捉える製品開発を一体的に進め、競争優位を高めてまいります。

③地域密着型営業によるグローバル市場でのシェア拡大

グローバルな視点で「地域密着型営業」を推進してまいります。中国、インド、ASEANといった成長著しいアジア市場においては、一人当たりGDP増加、症例数増加に伴う医療用消耗品需要の増加が見込まれます。2023年6月に新たにマレーシアに設立した販売子会社MANI MEDICAL DEVICE MALAYSIA SDN. BHD. (注)を通じて、地域に根差したマーケティング活動を推進し、現地ユーザーニーズの把握及び販売網の拡大に努めてまいります。一方、先進市場である欧米市場においては、ドイツ子会社MMGを中心に歯科用修復材の販売を強化するほか、先進市場における新たなニーズをタイムリーに捕捉し、製品化に繋げるグローバルマーケティングを実現してまいります。

(注) 2023年11月より活動開始を予定しております。

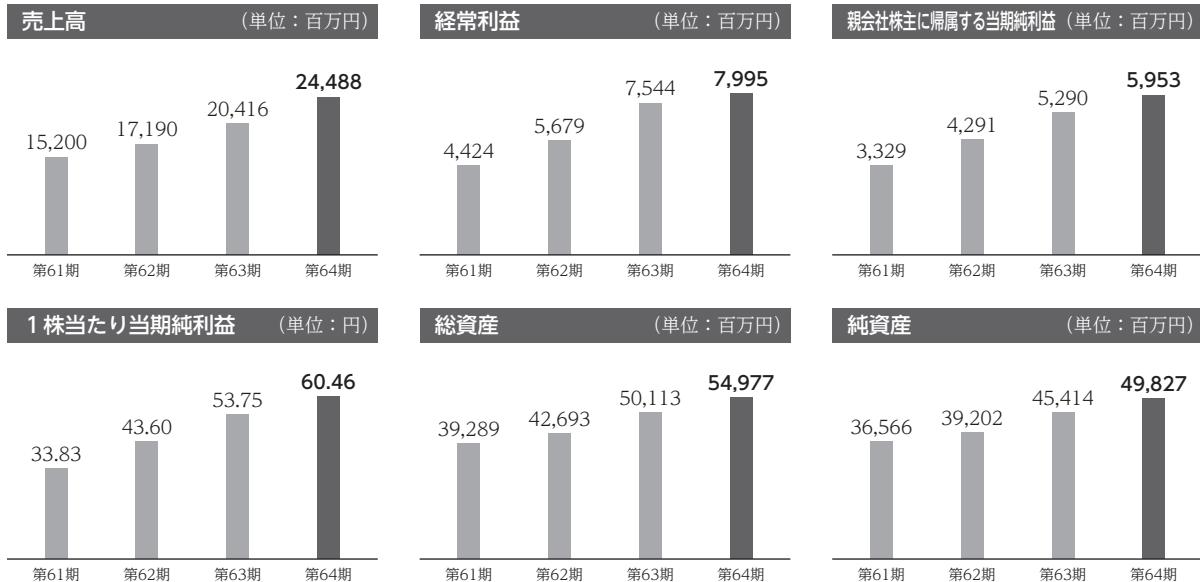
④マニーサステナビリティの推進

持続的な成長と持続可能な社会の実現の両立を目指すべく、「マニーサステナビリティ」を着実に推進してまいります。今後の持続可能な成長を実現するために十分な体制を維持強化すべく企業競争力の源泉となる人材への投資を増やしていき、高度な専門知識や経験を有する人材を採用・育成すると同時に、多様性の容認と働きがいのある職場環境の醸成を推進してまいります。環境面については、グループ全体でのCO2排出量の削減を目指して、日本・ドイツ・ベトナムの各拠点において太陽光発電の導入、さらに国内では電力購入契約（Power Purchase Agreement）を締結し、地元企業と連携してCO2排出量削減に取り組んでまいります。さらに海外でのオペレーションの拡大に伴い、海外拠点におけるガバナンスや内部統制の強化も優先的な課題として認識し、積極的に取り組んでまいり所存です。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

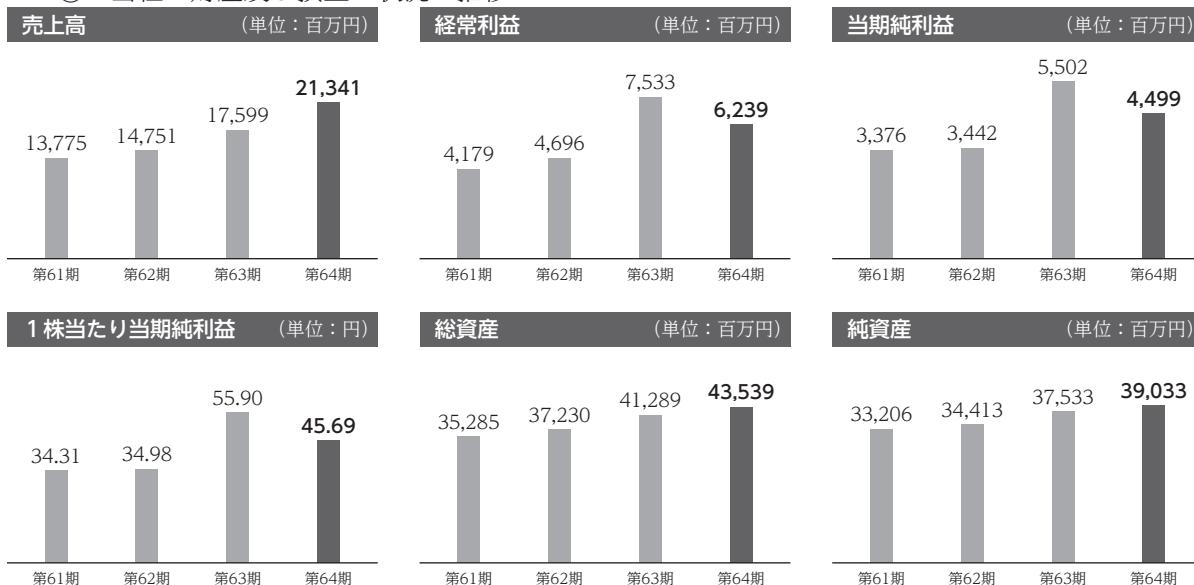
(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移



区 分	第 61 期 2019年9月1日から 2020年8月31日まで	第 62 期 2020年9月1日から 2021年8月31日まで	第 63 期 2021年9月1日から 2022年8月31日まで	第64期(当連結会計年度) 2022年9月1日から 2023年8月31日まで
売 上 高 (百万円)	15,200	17,190	20,416	24,488
経 常 利 益 (百万円)	4,424	5,679	7,544	7,995
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	3,329	4,291	5,290	5,953
1株当たり当期純利益 (円)	33.83	43.60	53.75	60.46
総 資 産 (百万円)	39,289	42,693	50,113	54,977
純 資 産 (百万円)	36,566	39,202	45,414	49,827

② 当社の財産及び損益の状況の推移



区 分	第 61 期 2019年9月1日から 2020年8月31日まで	第 62 期 2020年9月1日から 2021年8月31日まで	第 63 期 2021年9月1日から 2022年8月31日まで	第64期(当事業年度) 2022年9月1日から 2023年8月31日まで
売 上 高 (百万円)	13,775	14,751	17,599	21,341
経 常 利 益 (百万円)	4,179	4,696	7,533	6,239
当 期 純 利 益 (百万円)	3,376	3,442	5,502	4,499
1株当たり当期純利益(円)	34.31	34.98	55.90	45.69
総 資 産 (百万円)	35,285	37,230	41,289	43,539
純 資 産 (百万円)	33,206	34,413	37,533	39,033

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数により計算しております。
2. 第61期(連結)については、新型コロナウイルスの世界的な流行に伴い、医療現場では外科手術・医療処置が減少したことにより、売上高は前連結会計年度比17.1%減となりました。
3. 第62期(連結)については、新型コロナウイルスからの回復基調により、サージカル及びデンタル関連製品の売上が増加し、売上高は前連結会計年度比13.1%増となりました。
4. 第63期(連結)については、新型コロナウイルスからの需要回復並びに円安に伴う為替影響により、アイレス針及びサージカル関連製品の売上が増加し、売上高は前連結会計年度比18.8%増となりました。
5. 第64期(連結)については、前記「(1)当連結会計年度の事業の状況①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第63期の期首から適用しており、各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況（2023年8月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
MANI HANOI CO., LTD.(ベトナム)	7,825万米ドル	100%	当社製品の加工
MANI YANGON LTD. (ミャンマー)	380万米ドル	100%	当社製品の加工
MANI VIENTIANE SOLE.CO., LTD. (ラオス)	300万米ドル	100%	当社製品の加工
MANI MEDICAL HANOI CO., LTD. (ベトナム)	40万米ドル	100%	当社グループ製品の販売
馬尼(北京) 貿易有限公司 (中国)	700万元	100%	当社製品の販売
MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED (インド)	49百万ルピー	100%	当社グループ製品の販売 当社の業務請負
MANI MEDICAL DEVICE MALAYSIA SDN. BHD. (マレーシア)	1 リンギット	100%	当社の業務請負
マニー・リソーシズ株式会社	15百万円	100%	当社の業務請負
GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbH (ドイツ)	25千ユーロ	100%	歯科修復材等の開発・製造・販売

- (注) 1. MANI MEDICAL DEVICE MALAYSIA SDN. BHD.は、2023年6月に連結子会社として設立し、2023年11月より活動開始を予定しております。
2. GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbHは、2023年9月1日より社名をMANI MEDICAL GERMANY GmbHに変更しております。

(11) 主要な事業内容（2023年8月31日現在）

- ① 医療機器の製造販売
- ② 医療機器の輸入販売
- ③ その他上記に付帯する一切の業務

上記医療機器の現状内容は手術用縫合針（アイレス縫合針、アイト縫合針）、手術用針付縫合糸、手術用縫合器、眼科ナイフ、歯科用根管治療機器（リーマ・ファイル等）、歯科用回転切削機器（ダイヤモンド等）、歯科材料です。

(12) 主要な営業所及び工場（2023年8月31日現在）

名 称	所 在 地
当 社	(清原工場) 栃木県宇都宮市清原工業団地8番3 (高根沢工場) 栃木県塩谷郡高根沢町大字中阿久津743番地
MANI HANOI CO., LTD. (子会社)	(フーエン第1工場) VIETNAM, THAI NGUYEN Province Pho Yen (フーエン第2工場) VIETNAM, THAI NGUYEN Province Pho Yen
MANI YANGON LTD. (子会社)	MYANMAR, YANGON
MANI VIENTIANE SOLE.CO., LTD. (子会社)	LAO PDR, VIENTIANE Province
MANI MEDICAL HANOI CO., LTD. (子会社)	VIETNAM, THAI NGUYEN Province Pho Yen
馬尼（北京）貿易有限公司 (子会社)	中国北京市
MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED (子会社)	INDIA, DELHI
MANI MEDICAL DEVICE MALAYSIA SDN. BHD. (子会社)	MALAYSIA, KUALA LUMPUR
マニー・リソース株式会社 (子会社)	栃木県宇都宮市清原工業団地8番3
GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbH (子会社)	GERMANY, HESSEN

- (注) 1. MANI MEDICAL DEVICE MALAYSIA SDN. BHD.は、2023年6月に連結子会社として設立し、2023年11月より活動開始を予定しております。
2. GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbHは、2023年9月1日より社名をMANI MEDICAL GERMANY GmbHに変更しております。

(13) 使用人の状況 (2023年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
サージカル関連製品	644 (5) 名	91名増 (2名増)
アイレス針関連製品	1,514 (20) 名	281名増 (1名増)
デンタル関連製品	1,094 (19) 名	113名減 (2名増)
全社 (共通)	433 (10) 名	9名増 (2名減)
合計	3,685 (54) 名	268名増 (3名増)

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (人材会社からの派遣社員を含む。) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
366 (10) 名	16名増 (8名増)	42.3歳	15.4年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (人材会社からの派遣社員を含む。) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 会社の株式に関する事項（2023年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 356,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 106,981,502株
 (3) 株主数 18,397名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,216,000株	12.40%
マニックス株式会社	10,600,000	10.76
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,481,300	6.58
松谷技研株式会社	5,084,000	5.16
公益財団法人マニー松谷医療奨学財団	3,200,000	3.25
松谷貫司	2,269,800	2.30
松谷正光	2,064,400	2.10
株式会社正光	2,048,000	2.08
松谷正明	1,834,200	1.86
野村信託銀行株式会社（投信口）	1,610,800	1.64

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が8,484,510株あります。
 2. 持株比率は自己株式8,484,510株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	－	－
社外取締役	－	－
執行役	70,502株	7名
合計	70,502株	7名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容については、事業報告29頁「(4)取締役及び執行役の報酬等の総額」に記載しております。
 2. 執行役には、取締役を兼任する執行役を含めて記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の状況 (2023年8月31日現在)

①取締役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	齊藤雅彦	
取締役	高橋一夫	
取締役会副議長	高井壽秀	指名委員、報酬委員
取締役会議長	松田道春	監査委員 松田公認会計士事務所所長 (株)サイゼリヤ社外取締役監査等委員 (株)オープンドア社外監査役
取締役	矢野達司	指名委員長、監査委員長 K P P グループホールディングス(株)社外取締役
取締役	森山裕紀子	報酬委員長、監査委員 早稲田リーガルコモンズ法律事務所パートナー弁護士
取締役	渡部眞也	指名委員、報酬委員、監査委員 (株)ピボタル・パートナーズ代表取締役社長 (株)CROSS SYNC社外取締役 内閣府日本医療開発機構審議会委員

- (注) 1. 取締役松田道春氏、矢野達司氏、森山裕紀子氏、渡部眞也氏は、社外取締役であります。なお、当社は松田道春氏、矢野達司氏、森山裕紀子氏、渡部眞也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役松田道春氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査委員会の職務を補助するものとして監査委員会室を設置し、重要会議への出席等を通じて情報の収集を行うほか、内部監査部門及び執行役から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査委員を選定しておりません。

②執行役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役社長	齊藤雅彦	CEO（最高経営責任者） COO（最高業務執行責任者）
執行役副社長	高橋一夫	企画本部長 CFO（最高財務責任者） CRO（最高リスク管理執行責任者） 馬尼（北京）貿易有限公司監事 GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbH 取締役会長
執行役常務	神阪知己	生産本部長 CMO（最高製造責任者） MANI HANOI CO., LTD.取締役会長 MANI YANGON LTD.取締役会長 MANI VIENTIANE SOLE.CO., LTD.取締役会長
執行役	松本英夫	品質安全管理本部長 CQO（最高品質責任者）
執行役	村井秀行	管理本部長 CHRO（最高人事責任者）
執行役	前原健太郎	開発本部長 CTO（最高技術責任者） CNBO（最高新規ビジネス創設責任者） 馬尼（北京）貿易有限公司総経理兼董事兼法定代表人
執行役	稲富健太郎	営業本部長 CSO（最高販売責任者） MANI MEDICAL HANOI CO., LTD.取締役会長 馬尼（北京）貿易有限公司董事長 MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED 取締役会長 MANI MEDICAL DEVICE MALAYSIA SDN. BHD.代表

- (注) 1. 齊藤雅彦氏、高橋一夫氏は、取締役と執行役を兼務しております。
 2. GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbHは、2023年9月1日より社名をMANI MEDICAL GERMANY GmbHに変更しております。
 3. 執行役神阪知己氏は2022年11月24日開催の第63期定時株主総会後の取締役会において新たに選任され就任しました。
 4. 当事業年度末日後の執行役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
齊藤雅彦	CEO（最高経営責任者） COO（最高業務執行責任者）	CEO（最高経営責任者） COO（最高業務執行責任者） 開発本部長 CTO（最高技術責任者）	2023年9月1日
前原健太郎	開発本部長 CTO（最高技術責任者） CNBO（最高新規ビジネス創設責任者） 馬尼（北京）貿易有限公司総経理兼董事兼法定代表人	デンタル事業本部長 馬尼（北京）貿易有限公司総経理兼董事兼法定代表人	2023年9月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、執行役ならびに管理職であり、保険料は当社が全額負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び執行役の報酬等の総額

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の報酬委員会は、社外取締役が過半数で構成されており、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を以下のとおり定めております。報酬委員会は当該方針及び他社の報酬水準等を踏まえ、取締役及び執行役の基本報酬及び業績連動報酬等の報酬制度の構築ならびに個人別の報酬額につき審議・決定しており、当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別報酬等についても当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的に、2022年10月26日開催の報酬委員会にて、これまで執行役に支給していたパフォーマンスユニット及び役員退職慰労金制度を廃止し、新たに譲渡制限付株式報酬の導入を決定しております。

a. 基本方針

当社は「企業価値向上のための当社に適した人材の確保に必要な報酬水準」を基本方針とし、「企業価値向上のための当社に適した取締役及び執行役の確保に必要な報酬水準を設定するとともに、インセンティブを付与する報酬体系を構築し、透明で適正な運用を行うことにより、当社の業績向上に資する」ことを報酬委員会の役割としております。

b. 取締役報酬に関する方針

取締役報酬は、基本報酬（固定報酬）により構成しております。基本報酬は委任する仕事量相当額とし、退職慰労金制度は設けておりません。また、執行役を兼務する場合は取締役としての報酬は支給しておりません。

c. 執行役報酬に関する方針

執行役報酬は、基本報酬（固定報酬）と変動報酬により構成し、その割合は概ね65％：35％の割合（標準業績時）とします。

基本報酬（固定報酬）は、当社経営環境・他社水準などを考慮して仕事に打ち込むのに必要且つ十分な額とし、変動報酬は、業績連動報酬（短期インセンティブ）と譲渡制限付株式報酬（長期インセンティブ、国内非居住者の場合は別の取扱いをする）（以下「RS」という。）により構成しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取 締 役 (うち、社外取締役)	49 (39)	49 (39)	- (-)	- (-)	6名 (5名)
執 行 役	272	169	75	27	7名
合 計	321	218	75	27	13名

- (注) 1. 上表には、直前の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。なお、期末現在の人員は取締役7名、執行役7名で、取締役のうち2名は執行役を兼務しております。
2. 取締役と執行役の兼任者には取締役としての報酬は支給せず、執行役の欄に執行役としての総額を記載しております。

③業績連動報酬等に関する事項

a. 業績連動報酬

執行役に支給する業績連動報酬は、執行役就任時の期に属する当社会計期間における連結営業利益の「直近過去2期平均比達成度係数」、「過去最高期比達成度係数」に月額固定報酬を乗じた額の和を支給しております。当該指標に「連結営業利益の伸び率」を選択した理由は、当社グループの企業価値向上の方針に沿うためであります。

$$\text{月額基本報酬} \times \text{「直近過去2期平均比達成度係数」} + \text{月額基本報酬} \times \text{「過去最高期比達成度係数」}$$

- (注) 1. 「直近過去2期平均比達成度係数」は、執行役就任期の前期及び前々期の連結営業利益平均額に対する当該事業年度の連結営業利益の達成率（伸び率）から下表より算定します。
 2. 「過去最高期比達成度係数」は、直近の過去4期最高期連結営業利益に対する当該事業年度の連結営業利益の達成率（伸び率）から下表より算定します。
 3. 達成率（%）が100%未満の場合、達成度係数はゼロとします。

達成率（%）	達成度係数
130≦	3.70
125	3.08
120	2.47
115	1.85
110	1.23
105	0.62
100	0.00

※上表に表示のない達成率（%）については、表示された達成率間を直線とみなして達成度係数を算定します。また、当該達成度係数は、四捨五入して、小数点以下第1位までとします。
 業績連動報酬は、執行役の月額基本報酬の7.4か月分相当額を上限とし、これは固定報酬を65%とした報酬総額（100%）の0%～40%の額に相当します。
 業績連動報酬は、従業員の決算賞与が支給されない場合、また、算定した業績連動報酬を当該事業年度の連結営業利益から差し引いた額が前期比マイナス、あるいはマイナスとなることが予想される場合は、いずれも支給しません。

<当連結会計年度における当該指標の目標、実績>

	目標	実績	達成率	達成度係数	達成度係数合計
直近過去2期平均比達成度係数	5,755百万円	7,243百万円	125.9%	3.2	5.4
過去最高期比達成度係数	6,163百万円	7,243百万円	117.5%	2.2	

b. 譲渡制限付株式報酬の算定方法

執行役（国内非居住者を除く）に支給する譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とし、「中期経営計画達成要件RS」と「中期経営計画ラップ目標達成要件RS」の2つで構成しております。当該指標に「連結売上高」「連結営業利益」を選択した理由は、当社グループの企業価値向上の方針に沿うためであり、「株価」を選択している理由は、株主との価値共有を進めるためであります。

[中期経営計画達成要件RS]

中期経営計画の初年度に、役位に応じて決定される固定報酬を65%とした報酬総額(100%)の15%の額の金銭報酬債権を付与した上で、当該債権の現物出資を受けて発行又は処分を行う方法により、中期経営計画期間（5年を想定）に応じて、当社普通株式である中期経営計画達成要件RS株式を一括して付与します。

中期経営計画の最終年度に、3指標（連結売上高、連結営業利益、株価）のすべての目標を達成し、かつ、中期経営計画の最終年度に在籍要件を満たした場合、付与済み株式（RS）の譲渡制限を解除します。それ以外の場合、当社が付与済み株式（RS）の全部を無償で取得します。

[中期経営計画ラップ目標達成要件RS]

中期経営計画期間の各年度において、3指標（連結売上高、連結営業利益、株価）の目標達成率の加重平均が100%を超えた部分について、200%を上限として算出された達成率に応じて、役位に応じて決定される固定報酬を65%とした報酬総額(100%)の0~15%の額の金銭報酬債権を付与した上で、当該債権の現物出資を受けて発行又は処分を行う方法により、当社普通株式である中期経営計画ラップ目標達成要件RS株式を付与します。

中期経営計画の最終年度に在籍要件を満たした場合、付与済み株式（RS）の譲渡制限を解除します。それ以外の場合、当社が付与済み株式（RS）の全部を無償で取得します。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・松田道春氏は、松田公認会計士事務所所長、(株)サイゼリヤ社外取締役監査等委員及び(株)オープンドア社外監査役を兼務しております。当社と松田公認会計士事務所、(株)サイゼリヤ及び(株)オープンドアとの間には特別の関係はありません。
- ・矢野達司氏は、K P P グループホールディングス(株)社外取締役を兼務しております。当社とK P P グループホールディングス(株)との間には特別の関係はありません。
- ・森山裕紀子氏は、早稲田リーガルcommons法律事務所パートナー弁護士を兼務しております。当社と早稲田リーガルcommons法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・渡部眞也氏は、(株)ピボタル・パートナーズ代表取締役社長、(株)CROSS SYNC社外取締役及び内閣府日本医療開発機構審議会委員を兼務しております。当社と(株)ピボタル・パートナーズ、(株)CROSS SYNC及び内閣府日本医療開発機構審議会との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	松 田 道 春	当事業年度開催の取締役会14回中14回及び監査委員会14回中14回、ならびに指名委員会3回中3回及び報酬委員会3回中3回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。 なお、取締役松田道春氏は2022年11月24日付けで指名委員長及び報酬委員を退任しております。
取 締 役	矢 野 達 司	当事業年度開催の取締役会14回中14回、指名委員会14回中14回及び監査委員会14回中14回のすべてに出席し、事業会社役員経験者の見地から、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。
取 締 役	森 山 裕 紀 子	当事業年度開催の取締役会14回中14回、報酬委員会13回中13回及び監査委員会14回中14回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。
取 締 役	渡 部 眞 也	取締役就任後開催の取締役会11回中11回、指名委員会11回中11回、報酬委員会10回中10回及び監査委員会11回中11回のすべてに出席し、会社役員及び生産・研究開発の統括経験者としての見地から、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 当社の子会社であるMANI HANOI CO.,LTD.、MANI YANGON LTD.、MANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD.、MANI MEDICAL HANOI CO.,LTD.、馬尼（北京）貿易有限公司、MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED、GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbH（現MANI MEDICAL GERMANY GmbH）は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらに相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査委員会は、企業不祥事を防ぐ方法のひとつとして、会計監査人との間で良好な緊張関係を維持しつつ会計監査を受ける環境を整備するために、従前より、原則5年(ただし特別な事情がある場合は7年)を超えて同一の監査法人を再任しないことを基本方針としてまいりました。

今般、この方針を見直し、当社社外取締役の最大任期と同じく「6年」を超えて同一の会計監査人を再任しないこととするとともに、あらたにこれに加えて、会計監査をバックグラウンドとする社外取締役の出身と同一の監査事務所を選任しないことを基本方針としております。

また、会計監査人の選任にあたっては、適切かつ効率的な監査が実施できる能力と人材の基準を満たした公認会計士の属する監査法人を選任することとし、会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合及び会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任とする議案の内容を決定いたします。

なお、現会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、従前の基本方針である「原則5年（ただし、特別な事情がある場合は7年）を超えて同一の会計監査人を再任しない」を適用し、選任しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、それらを有効活用した成長戦略を推し進めることで積極的な株主還元を継続的に実現してまいります。内部留保資金はスマートファクトリー、MHCの新工場の建設、研究開発投資、生産設備投資、及び販売マーケティング活動等の強化に充てております。

当期の配当につきましては、好調な連結業績と上記の方針を踏まえ、期末配当金を直近の配当予想の1株当たり19円から2円増額した21円に修正いたします。結果、年間配当金は1株当たり35円（中間配当14円、期末配当21円）と決定させていただきました。

次期の配当につきましては、この方針を勘案しつつも、成長投資と株主還元とのバランスを鑑み、1株当たり39円(中間配当16円、期末配当23円)とする予定であります。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会が決議した内容の概要は以下のとおりです。

①当社の執行役及び使用人ならびに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社グループは、経営基本方針に「順法精神」、行動規範に「Integrity（誠実さ）」を定め、法令順守を社員全員の行動の前提とする。
- (2)当社は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備および社内の意識向上を継続する。また業務運営における法令遵守を徹底するため、コンプライアンス・マニュアルを制定、定期的な研修により、社員の意識を向上させる。製品開発や購買、生産、販売等のビジネス活動の各局面における規定類を制定、ルールに基づく業務運営を徹底する。
- (3)当社は、代表執行役社長直轄の監査室を設置し、当社グループの内部統制および業務に対する監査を実施し、不適切あるいは不十分な部分に対する是正あるいは改善を指示する。
- (4)当社は、コンプライアンスに係る相談・報告を受け付ける窓口を設置し、不正等の早期発見、是正につなげる。
- (5)当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断する。

②当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、執行役の職務遂行に係る情報を、法令及び書類管理規程等の社内規定に基づき、文書（電磁的媒体・電子メールを含む。）で保存する。取締役は常時これらの文書を閲覧できる。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、取締役会および執行役会等の会議体における慎重な審議及び決裁手続を経て、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- (2)リスクマネジメントを所管する執行役として、CRO（Chief Risk Officer:最高リスク管理執行責任者）を設置し、CROの下、子会社含めた当社グループ全体のリスクマネジメント体制を整備・運用する。
- (3)当社グループの品質管理、労働安全衛生を所管する執行役として、CQO（Chief Quality Officer:最高品質責任者）を設置し、ISO準拠の品質管理、労働安全衛生体制を整備・運用する。

- ④当社の執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)取締役会は、取締役会規程及び執行役規程において取締役会で決議すべき事項及び執行役に委任する事項を定め、経営の基本方針（企業理念、経営計画等）、当社グループに経営上重大な影響を及ぼす事項を除く業務執行上の意思決定を執行役に委任する。
 - (2)代表執行役および全執行役で構成する執行役会は、取締役会からの権限移譲を受け、業務執行案件について決定、承認する。また、執行役会は、組織規程、業務分掌規程、職務分掌規程等、適切な組織運営に必要な規定を整備、主要な職位の責任と権限を明確にした上で業務遂行する。
 - (3)執行役会は職務の執行状況、事業計画の進捗状況を定期的にレビューし、また、取締役会は、執行役会を含めた業務の執行状況を定期的にレビューし、改善を促すなど、全社的な業務の効率化を実現する。
- ⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (1)当社は、グループ会社に関する所管部署、所管部署の役割、当社グループ会社から当社に対して承認を求める事項および報告事項並びに連結決算作成に必要な会計報告事項等を規定し、当社グループとして適切な業務運営を行う。
 - (2)当社グループの機能または業務区分毎に、それぞれの責任を負う執行役を任命し、当該執行役は、所管するグループ会社の経営管理を行うとともに、当該グループ会社の法令順守体制、リスク管理体制の整備を監督する。
 - (3)当社グループ会社に対する管理・運営状況について、監査室による内部監査を実施し、監査委員会は執行側の内部監査の状況も含めたグループ経営を監査する。
- ⑥当社監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- 監査委員会の職務を補助すべき使用人は監査委員会室に所属し、他部署を兼務せず、専ら監査委員会の指揮命令に従い業務を遂行する。
- ⑦前号の使用人の当社執行役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査委員会の職務を補助すべき使用人の人事考課ならびに転入及び転出は監査委員会の事前同意を要するものとし、当該使用人が職務を執行するうえで不当な制約を受けることがないように配慮する。
- ⑧当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人、ならびに子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制
- 当社グループ社員は、当社監査委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査委員会に対して報告を行う。さらに、当社の監査室及び内部監査人グループは、定期的に当社監査委員会に対して報告を行い、当社グループにおける内部監査の状況等を報告する。

⑨前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査委員会へ報告を行った当社グループ社員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ社員に周知する。

⑩監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員がその職務の執行について、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、必要に応じて取締役会毎に報告し、意見交換をする。また、監査委員は、執行役からの四半期毎の報告を取締役会で聴取する。監査委員には会社役員経験者、弁護士、公認会計士等を選任し、監査業務に関し適正な運営を担保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、経営戦略や事業計画、大規模な設備投資や子会社設立等、当社グループの経営に重大な影響を与える事項については、執行役会で十分な審議を行った上で取締役会に付議しております。執行役は、取締役会から委任された事項について社内規程に基づき意思決定を行うとともに、取締役会に報告しております。

取締役の過半数を社外取締役で構成するとともに、取締役会議長を社外取締役にすることにより、取締役会の執行役および使用人による職務執行に対する監督機能を高め、業務執行の適正を確保しております。

当社は、製品開発や購買、生産、販売等のビジネス活動が抱えるリスクについて、必要に応じて規定を制定、会議を開催し、リスクをコントロールしております。

一方で、当社グループを取り巻くリスクが複雑さ・不透明さを増していることを踏まえると、潜在的なリスクをより包括的かつ統合的に把握、対処するための体制については、更なる改善の余地があると認識しております。かかる問題意識の下、CROを責任者として、重要な子会社のリスクアセスメントを実施する等、グループが抱えるリスクをより統合的にモニタリング、コントロールする体制の整備を進めております。リスクマネジメント体制の整備は、当社グループの内部管理における最重要施策として、取締役会でモニタリングを行い、進捗を確認しております。

また、コンプライアンス意識の向上・定着を目指し、コンプライアンス委員会において、年間の教育プランを作成、執行役を含めた全社員に対してコンプライアンス研修、ハラスメント研修を実施しております。不正を早期発見し、再発防止につなげるため、内部通報制度の利用状況について、取締役会、執行役会でモニタリングを行い、コンプライアンス体制の見直しに活用しております。

〈ご参考〉コーポレート・ガバナンスに関する取組み

■コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は指名委員会等設置会社であり、取締役7名（うち社外取締役4名）及び執行役7名（兼務取締役2名を含む）により構成しております。

業務執行及び経営監視の仕組みとしては、株主総会において選任された取締役で構成する取締役会が、重要な会社の意思決定と執行役の監督を行い、経営を監視し、取締役会により選任された執行役が、担当業務毎に、権限が強化され、迅速で効率的な業務執行を実現しております。

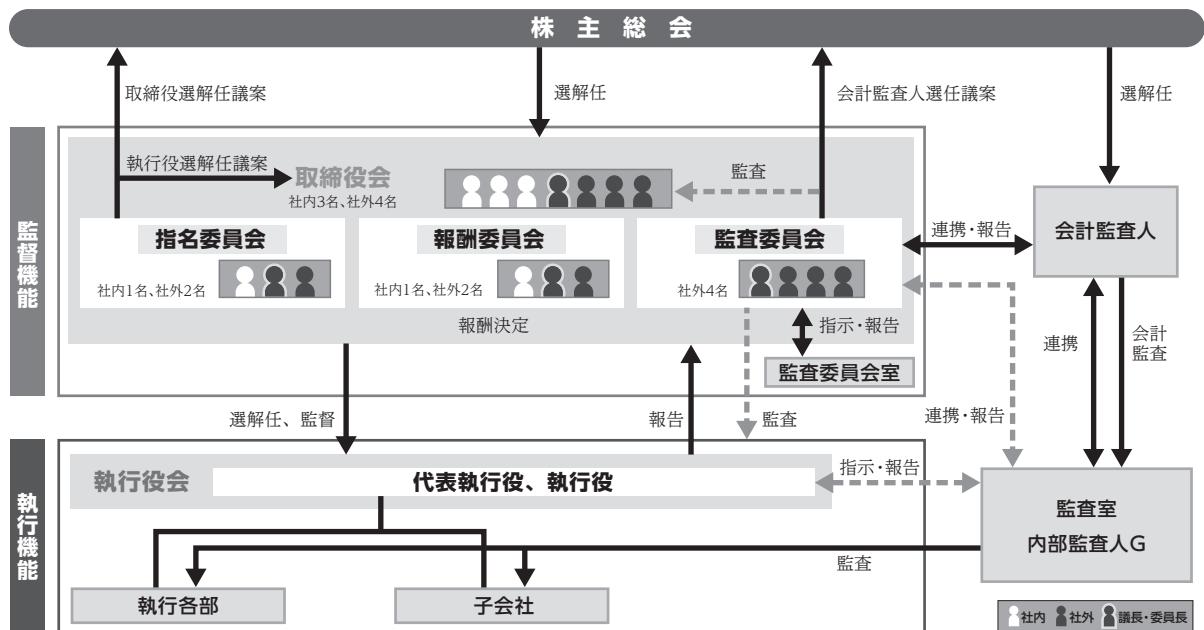
各委員会（指名委員会、報酬委員会、監査委員会）の委員は、過半数が社外取締役により構成しております。

各委員会の概要として、「指名委員会」は定時株主総会に提出する取締役候補ならびに取締役会に提出する執行役候補を決定し、「報酬委員会」は取締役及び執行役の報酬制度・報酬金額等を決定し、「監査委員会」は取締役及び執行役の職務執行の違法性／妥当性監査と会計監査人選任案を決定しております。

当社グループの業務執行上の重要案件（取締役会決議事項を除く）については、執行役全員で構成する執行役会にて審議・決定することとしており、上記のほか、本部間調整案件の審議、職務権限上自己決裁に当たる場合の牽制のための協議と承認、その他の全社の重要事項等の報告も当該会議にて行っております。

なお、2023年11月より、取締役・執行役等により構成される「戦略委員会」を設置し、取締役会の大きな役割のひとつである「企業戦略の大きな方向性とそれを踏まえた中長期戦略」について、集中的かつ幅広く議論をする場とし、取締役会へ提言する仕組みとする予定です。

■コーポレート・ガバナンス体制図（2023年8月31日現在）



招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

連結貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	[34,994]	流 動 負 債	[4,218]
現金及び預金	25,427	買掛金	159
受取手形	262	未払金	1,047
売掛金	2,073	リース債務	41
商品及び製品	796	未払法人税等	1,186
仕掛品	3,430	賞与引当金	798
原材料及び貯蔵品	2,193	その他	986
その他	823	固 定 負 債	[931]
貸倒引当金	△13	リース債務	17
固 定 資 産	[19,982]	退職給付に係る負債	598
(有形固定資産)	(17,453)	資産除去債務	223
建物及び構築物	4,393	その他	91
機械装置及び運搬具	4,370	負 債 合 計	5,149
工具器具備品	320	純 資 産 の 部	
土地	4,424	株 主 資 本	[44,536]
建設仮勘定	3,887	資 本 金	1,066
その他	57	資 本 剰 余 金	1,113
(無形固定資産)	(1,243)	利 益 剰 余 金	45,482
ソフトウェア	707	自 己 株 式	△3,125
その他	535	その他の包括利益累計額	[5,290]
(投資その他の資産)	(1,285)	その他有価証券評価差額金	17
投資有価証券	332	為替換算調整勘定	5,251
繰延税金資産	631	退職給付に係る調整累計額	21
保険積立金	194	純 資 産 合 計	49,827
その他	127	負 債 純 資 産 合 計	54,977
貸倒引当金	△0		
資 産 合 計	54,977		

連結損益計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	24,488
売上原価	9,066
売上総利益	15,421
販売費及び一般管理費	8,177
営業外収益	7,243
受取利息	194
投資事業組合運用益	0
為替差益	547
製作そのの売却益	41
営業外費用	20
支払利息	2
シンジケートローン手数料	2
未稼働用地関連費用	41
その他	6
経常利益	7,995
特別利益	
保険解約返戻金	24
固定資産売却益	9
受取賠償金	60
特別損失	
固定資産除却損	70
訴訟関連費用	0
税金等調整前当期純利益	8,018
法人税、住民税及び事業税	2,166
法人税等調整額	△102
当期純利益	5,953
親会社株主に帰属する当期純利益	5,953

連結株主資本等変動計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	988	1,036	42,678	△3,125	41,578
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	77	77			155
剰 余 金 の 配 当			△3,150		△3,150
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,953		5,953
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	77	77	2,803	△0	2,958
当 期 末 残 高	1,066	1,113	45,482	△3,125	44,536

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	21	3,845	△30	3,836	45,414
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行					155
剰 余 金 の 配 当					△3,150
親会社株主に帰属する 当期純利益					5,953
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△3	1,405	52	1,454	1,454
連結会計年度中の変動額合計	△3	1,405	52	1,454	4,412
当 期 末 残 高	17	5,251	21	5,290	49,827

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月25日

マニー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北関東事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 木 直 哉
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 筑 紫 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マニー株式会社の2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の

注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第64期事業年度における連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月25日

マニー株式会社 監査委員会

監査委員長 矢野達司 印

監査委員 松田道春 印

監査委員 森山裕紀子 印

監査委員 渡部真也 印

(注) 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産	の 部	負 債	の 部
流 動 資 産	[24,154]	流 動 負 債	[3,904]
現金及び預金	17,500	買掛金	915
受取手形	262	未払金	864
売掛金	2,736	未払費用	325
商製品	3	未払法人税等	1,060
製品	384	前受金	149
仕掛品	1,543	預り金	26
原材料及び貯蔵品	1,118	賞与引当金	561
前渡金	27	その他の	1
前払費用	251	固 定 負 債	[601]
関係会社短期貸付金	65	長期未払金	59
未収入金	95	退職給付引当金	519
その他の	167	預り保証金	23
貸倒引当金	△2	負 債 合 計	4,505
固 定 資 産	[19,385]	純 資 産	の 部
(有形固定資産)	(6,202)	株 主 資 本	[39,015]
建築物	1,126	(資本金)	(1,066)
構築物	36	(資本剰余金)	(1,113)
機械装置	583	資本準備金	1,113
車両運搬具	2	(利益剰余金)	(39,961)
工具器具備品	207	利益準備金	91
土地	3,893	その他利益剰余金	39,869
建設仮勘定	351	別途積立金	34,965
(無形固定資産)	(710)	繰越利益剰余金	4,904
ソフトウェア	622	(自己株式)	(△3,125)
その他	88	評 価 ・ 換 算 差 額 等	[17]
(投資その他の資産)	(12,471)	その他有価証券評価差額金	17
投資有価証券	332	純 資 産 合 計	39,033
関係会社株式	10,557	負 債 純 資 産 合 計	43,539
関係会社長期貸付金	763		
繰延税金資産	511		
保険積立金	194		
その他の	112		
貸倒引当金	△0		
資 産 合 計	43,539		

損益計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
高価 売却		21,341
原価 売上		10,225
総利益		11,116
一般管理費 販売費及び		5,707
営業利益		5,408
収益 営業外		
利息 受取	82	
運用益 投資事業組合	0	
益他 為替差	772	
その他	19	875
営業外費用		
利息 支払	0	
手数料 シンジケートローン	2	
費用 未稼働用地関連	41	
その他	0	44
経常利益		6,239
特別利益		
戻金 返戻	24	
売却益 固定資産	8	
賠償金 受取	60	92
特別損失		
損 固定資産除却	57	
その他	0	58
税引前当期純利益		6,273
事業税 法人税、住民税及び	1,874	
調整額 法人税等	△99	1,774
当期純利益		4,499

株主資本等変動計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		繰越利益 剰余金			
				別 積	途 立 金					
当 期 首 残 高	988	1,036	1,036	91	32,965	5,555	38,612	△3,125	37,511	
事業年度中の変動額										
新 株 の 発 行	77	77	77						155	
別途積立金の積立					2,000	△2,000	-		-	
剰余金の配当						△3,150	△3,150		△3,150	
当期純利益						4,499	4,499		4,499	
自己株式の取得								△0	△0	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	77	77	77	-	2,000	△651	1,348	△0	1,504	
当 期 末 残 高	1,066	1,113	1,113	91	34,965	4,904	39,961	△3,125	39,015	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	21	21	37,533
事業年度中の変動額			
新 株 の 発 行			155
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			△3,150
当期純利益			4,499
自己株式の取得			△0
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	△3	△3	△3
事業年度中の変動額合計	△3	△3	1,500
当 期 末 残 高	17	17	39,033

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月25日

マニー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北関東事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮 木 直 哉
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 筑 紫 徹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マニー株式会社の2022年9月1日から2023年8月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の

結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第64期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、執行役及び主要な使用人の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月25日

マニー株式会社 監査委員会

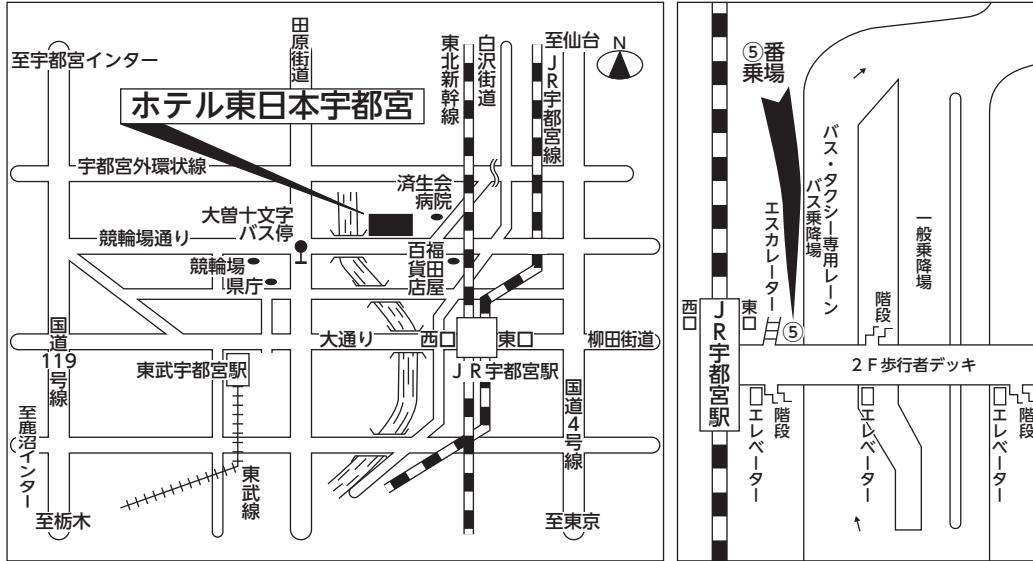
監査委員長	矢野達司	Ⓔ
監査委員	松田道春	Ⓔ
監査委員	森山裕紀子	Ⓔ
監査委員	渡部眞也	Ⓔ

(注) 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

所在地 栃木県宇都宮市上大曾町492番地1
開催場所 ホテル東日本宇都宮 3階「大和」
電話 (028) 643-5555 (代表)
<https://www.hotelhigashinihon.com/>



◆株主様専用バスのご案内◆

JR宇都宮駅東口バス乗降場⑤番乗場：午前9時30分発及び午前9時40分発
当日は、当社係員がJR宇都宮駅東口におり、ご案内をさせていただきます。
また、お帰りの際もJR宇都宮駅までの専用バスをご用意しております。

◆路線バスのご案内◆

JR宇都宮駅西口バスターミナル⑤番乗場

- ・ニュー富士見行、中里原行、玉生行、宇都宮美術館行、宇都宮グリーンタウン行、帝京大行等、「大曾十文字」下車、徒歩5分
- ・竹林経由又は済生会病院経由 富士見が丘団地行、「河内庁舎正門」下車、目前

◆お車でお越しの株主様へのご案内◆

宇都宮インターから約20分・JR宇都宮駅から約10分・東武宇都宮駅から約15分
ホテルには無料駐車場がございますが、混雑する可能性がありますので、お早めにお越しくださいますようお願いいたします。

本年も引き続き、株主総会終了後の懇談会は実施いたしません。
また、株主総会当日にお配りしていたお土産は、取り止めさせていただいております。
何卒ご理解賜りますようお願いいたします。